

第六十三号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部同第二松江小学校の項を削り、同部同二之江小学校の項中「江戸川五丁目一八番地」を「江戸川六丁目四四番地」に改め、同部同下鎌田西小学校の項及び同下小岩第二小学校の項を削る。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針に基づき、江戸川区立下鎌田小学校と江戸川区立下鎌田西小学校を廃止し、統合校として江戸川区立下鎌田小学校を設置し、江戸川区立下小岩小学校と江戸川区立下小岩第二小学校を廃止し、統合校として江戸川区立下小岩小学校を設置するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。